

# シンポジウム 『市町村合併とアーカイブズ』

日時／平成一六年六月二〇日(日) 一三・〇〇 場所／別府大学三号館ホール

パネラー 神 繁司(大分県立図書館長・公文書館長・先哲史料館長)

後藤 清(日田市文化課長)

菊田 徹(臼杵市文化財課長)

保坂 裕興(駿河台大学文化情報学部助教授)

甲斐 素純(玖珠郡史談会理事)

末廣 利人(別府大学文学部史学科教授)

コーディネーター 飯沼 賢司(別府大学文学部文化財学科教授)・平井 義人(大分県立歴史博物館主幹研究員)

大分県地方史研究会は創立五〇周年を記念して、別府大学と共催により「アーカイブズフォーラム大分『記録資料保存の行方』」を開催した。本研究会はその催しの中の第二日目を担当したが、本稿はその中の、シンポジウムについて記録したものである。なお本研究会が担当した日には、午前中に、研究発表『行政文書の保存と活用』として、以下の報告が行われたが、ここでは紙面の都合上それらの記録を掲載することができなかった。

佐藤 晃洋(大分県教育委員会指導主事) 「史料の保存利用と歴史教育の接点を求めて」

小柳 和宏(大分県教育委員会副主幹) 「発掘調査における記録資料と遺物の保存をめぐる」

中山 昭則(別府大学文学部文化財学科助教授) 「地図史料の活用と保存をめぐる」

また、フォーラム全体の主旨や日程等については、本稿の最後に掲げた資料(本催しのチラシ)を参照されたい。

平井 先ずはじめに飯沼さんの方から、このシンポジウム  
の主旨についてお話しただきたいと思ひます。

飯沼 今回このシンポジウムを行うに至った経緯をお話し  
することによって、このシンポジウムで何をしようとしている  
のかがわかると思ひます。みなさんのお手元に『アーカイ  
ブズフォーラム 大分』に至るまで」という資料があるかと  
存じますが、これを元に少しお話ししたいと思ひますので、  
見て頂きますでしょうか。で、もう一枚は、本フォーラム全  
体のチラシですが、その中に主旨は書いてあります。

実はこういう取組に至るまでに、既に大分では一九九八年  
に、今隣におります平井さんが先哲史料館でかつてシンポジ  
ウム「失われゆく地域史料を如何にすべきか」という企画を  
したわけですね。それが大分県における記録史料つまりアー  
カイブズ、このアーカイブズとは何かということが後で議論  
になると思ひますけれども、そのひとつの出発点に、実  
はなっております。このときの問題点というのは「稲葉家文  
書」といわれる臼杵藩の文書の収蔵というきっかけがあった  
んですけれども、その中で、近世の文書の管理あるいは文  
書の保存あるいはもうと広く文書館って何たるか、あるいは

文書館の中でも、きのうの講演会でも問題として取り上げら  
れておりました、フランスの事例とかですね、文書館の利用  
の問題、等々いろんな問題が出てまいりました。そして、大  
分県における史料保存の問題、私もこのときに関わらせても  
らっております。まだ実はこのときにアーカイブズという言  
葉は出てきてないのです。ただ、そういう意味での文書史料  
あるいは行政文書についても、この中で、少し芽が出ていた  
わけがあります。

その後、二〇〇〇年の一〇月三十一日から十一月二日にか  
けて、全国歴史保存利用機関連絡協議会の全国大会が大分  
で催されました。このときの大会のテーマが、実は記録史料  
の保存問題でした。この大会は地元の受け皿が県の公文書館・  
先哲史料館と県立図書館だったわけですが、この三館が協力  
し合つてこの大会を催した事になっております。この大会に  
よつて、記録史料の問題とか、公文書の問題とかへの意識関  
心が高まつていきました。

その後、別府大学においても、二〇〇二年二月一六日文  
化財学科で、平田さんという方の講義がございました。この  
方は、天草アーカイブズという形で、今回の市町村合併に伴

う問題を先取りして、天草全市郡にいわゆるアーカイブズの保存問題を展開されている点をお話し頂きました。私も実はこのとき初めてアーカイブズという言葉を意識するようになりました。それまではNHKアーカイブズは知ってても、みなさんアーカイブズという言葉はよくわからなかったんですね。この辺のことは後ほど保坂さんにお話し頂きたいと考えているのですが、ここで大分県ではおそらく初めてアーカイブズという言葉を使って公文書や地域史料の保存とそれを担当する館の設立についてお話しいただいたのです。彼らの活動で大事な点は、県の公文書館はある程度全国的に設立されつつある一方で市町村レベルでは特に九州においては全くないという状況の中で、館を立ち上げ周辺市町村にも呼びかけアーカイブズの保存について積極的に提案しているという点です。この講義がきっかけで別府大学あるいは大学の史学研究会においてアーカイブズへの関心が高まっていたのです。その結果として昨日の講演会および講演会テーマがある」と理解する事が出来ます。

その後、二〇〇三年の六月一日、丁度去年の大分県地方史の大会でやはり平田さんに講演をお願いして、「市町村合併

と行政文書のゆくえ」二世紀地域創造と天草アーカイブズ」というテーマで、話をしていただきました。このときには、もう進みつつあった市町村合併に迅速に対応するために、大分県地方史研究会として何をすべきかという問題意識がありました。その一つの答えとして、大分県地方史として合併に伴う公文書の散佚防止を呼びかける大会宣言文を出すこととしました。このことは、重要な文化財・資料の保存の問題であるという風に捉えて、大分県地方史はそれに積極的に取り組んでいこうということであったわけです。しかしながら充分にアピールできたかというと、去年からの段階ではなかなかそれが充分取り組めておりません。その後、別府大学史学研究会も平田さん呼び、同じように取り組みをし、別府大学の方ではこれがさらにいわゆるアーキビストの養成という形で結実することになります。そのことは後で詳しく述べることにします。

一方、二〇〇三年一月に今度はアーカイブズカレッジという、これはいわゆる短期研修会なんですけれども、アーカイブの養成つまりこれは専門の知識を研修で覚えようというもので、国立史料館が主催する会が開かれました。

さらに、こういう動きを受けて二〇〇四年四月から別府大学は、アーキビストの養成講座を開設することとし、これは来年の四月に開講になります。法規的には二年生から受講することになっていますので、今年作りましたけれども、開講は来年からとなります。

そしてさらに二〇〇四年四月二三日になりました、これは県の方の公文書館が各市町村に対して市町村合併に伴い資料の保存を呼びかける文書をだしました。また、二〇〇四年の五月一三日、今度は県の各部局に対して、同じように歴史資料として重要な公文書の保存を呼びかけています。このような形で徐々に大分県の中で、アーカイブズへの取り組みが行われてきました。そういう最中、四月になりますけれども、東京でアーカイブズの学会が立ち上がりました。今日お見えの保坂さんは、その準備から創設にたいへん深く関わって、中心的に活動されたわけですが、全国の中でもこういう動きが行われているわけです。こういう状況を受けて大分県では、大分県地方史研究会と別府大学がこのテーマに合同で取り組もうと、先ほど説明した経緯の中から、皆さんにこういう問題を提起し、いち早くこの問題を何とか良い方向に

進めていきたいと考えまして、今日のシンポジウムに至ったわけがあります。一応経緯はそういうことですので、これからその趣旨に従ってお話を進めていきたいと思えます。

#### 一 アーカイブズをめぐる経緯と求められる人材育成

飯沼 それでは先ず話の手順として、木フォーラムのテーマ「アーカイブズフォーラム大分」にも使われているアーカイブズという言葉にどのような意味や学会での経緯があるかという点について、保坂さんの方から切り出していただきたいと思えます。

保坂 昨日「アーカイブズ教育の現在」というテーマで講演をさせていただきましたが、その中でアーカイブズとは何かということについて、随分といろいろな情報を出しながら、話をしたわけですが、逆に情報が多すぎて返ってわかりにくくなってしまった点があるかと思えます。特に言葉の使い方に関して、最初の段階で確認しておく必要があるということですので、簡単に申し上げます。

「アーカイブズ」というのは英語でございます、昨日の

本池先生の話にありましたように、フランス語では「アルシーブ」となります。これらの語源はギリシャ語で、「アルケイオン」という言葉です。言葉の意味することは二つで、一つは史料自体のことを指す。それはこれまで「記録史料」などという風に日本語に訳してきました。「記録史料」の史は歴史の史なのですが、個人や組織が生み出した記録が対象なのですけれども、その中で、歴史的な価値を持つものがアーカイブズであるという意味で、「記録史料」という風に言ってきたわけです。この訳は今のところ落ち着いていると思いません。もう一つの意味は、その「記録史料」を保存する施設でありまして、日本語では「公文書館」とか「文書館」あるいは「歴史資料館」などという風に言っているところがあるのかと思います。では果たしてその「記録史料」は「歴史資料」みたいなものとして理解していいのだろうかという点があります。簡単に申しますと私の結論は、それとはやや違う本体を持っているものだという事です。アーカイブズに関して、最もわかりやすくいうと、組織が生み出した重要な記録という理解で私はいいと思っています。そして、その重要な記録を的確に保存して未来に伝えて行くためには、その現場

で記録管理をしている部分があるわけですが、その部分もアーカイブズ学の射程に含める必要があります。そして、施設としての文書館なり公文書館なりが的確にそれを保存していくというものであります。で、法律でいうとどうなるかといいますと、日本では「公文書館法」というものが、一九八七年にできましたけれども、それは公文書すなわち行政組織の中で作ったものの歴史資料を保存せよということをやったもので、いわば施設を設置しなさいということをはっきりさせたものです。これが日本におけるアーカイブズに直接関連する法律です。しかし、先ほど記録管理も含むのだということをお申しましたが、日本の場合には、それに関する法律として、「情報公開法」がございます。海外ではこの「公文書館法」と「情報公開法」の両方をあわせたような範疇を国のアーカイブズが管轄いたします。たとえばアメリカでいえば、「ナショナルアーカイブズアンドレコードアドミニストレーション」という長い名前ですが、簡単に「NARA」などと略しておりますが、そこはそういった範囲を持っておりまして、ヨーロッパの国立文書館も国立公文書館も同じ様な範囲を持っています。そして全体を管轄する法律として「記録基本法」

のような法律を持っており、あと言ひ方についてひとつだけいいますと、日本では「公文書館」という言い方があって、それはそれで、日本の独自の歴史を持っており、それで、批判するものではありませんが、アメリカ・ヨーロッパの状況を説明しますと、かつて「パブリックレコードオフィス」直訳すると「公文書館」ですが、このように名乗るところが多かったのですが、どんどん「アーカイブズ」という名称に変わってきております。また更に今度は上位のレベルの統廃合が起こっていて、たとえばイギリスの場合ですと、国のアーカイブズと博物館を管轄する機関と図書館を管轄する機関が連携いたしまして「リソース」という、より上位の機関を作っております。これは統合的な情報サービスを進めるためです。同じ様な動きはカナダにもありまして、カナダでは図書館とアーカイブズ機関が国のレベルで統合されております。理由は同じようなことです。概況はだいたいこんなところで、飯沼 では、今確認していただいたアーカイブズという言葉の、今度は中味についてこれから議論していきたいというところで、これからは具体的に大分県の内部の問題として話を進めていきたいと思ひます。

今大分県でも、市町村合併が急速に進められておりまして、もう来年には合併が確実な状況になりつつあります。全国では既に合併が進行して既に名前が変わった市町村もあります。たとえば私の故郷の長野県などでは、千曲市という聞いたことがないような名前の市ができて、びっくりするような状況なんですけれども、こうやって驚いていても合併は確実に進んでいきます。そういう状況の中で、大分県関係行政史料の歴史的経緯や保存情況等の問題について、行政の現場においてその後大学の方で教鞭をとられている末廣さんの方からまずそこを整理して、情況を少し説明していただきたいと思います。

末廣 午前中の佐藤さんの発表にもありましたけれども、近代に入って、勿論今回が最初の市町村合併ではございません。大きく言えば、今度が三回目。しかし、やや細かく見ると明治八年に実は大分県では、大区・小区制下ですけれども、市町村合併が行われています。江戸時代の終わりから明治にかけて大分県下には豊前地域を除き一七町一八〇一村の町村がありました。これが明治八年の合併で、だいたい二・二七分の一に減っております。そして明治地方自治体制が整う頃、

明治二〇年前後ですね、に九町一一二八村あったものが一四町二〇五村になってしまいました。これは、倍率にして四・〇九倍。四分の一になってしまったということです。このあと、大分市・別府市・中津市以下の市の成立がありまして、いくつかの町の合併などもありましたけれども、いわゆる昭和三〇年前後の合併で、さらに進んで、現在の五八市町村、一一市三六町一一村になったわけですね。これを倍率になおしますと、四・八一です。そして、今回の平成大合併ではそれがさらに一四市となるような情況で動いているようです。これも、数字で直しますと、四・一四位になります。したがって、今回の合併は詳細に数えれば四回目となります。やはり、五七〇年ごとに市町村合併はある。当然これは交通・通信・経済の拡大・スピード化というのが前提としてあるのです。今日に及んでいるということができるとも思います。

ところが、こういう歴史の中で大分県では一度も合併をしなかった村が一つだけあります。姫島村です。国東半島の先、四キロメートル位にあります姫島村は、古代・中世からその名前が出てまいります。江戸時代は、杵築藩領でした。そし

て、明治・昭和の合併を乗り越えて現在まで続いています。で、今日のテーマは市町村合併とテロとかイブをまじゆき、市町村合併がなければ、史料は失われぬか、姫島村にはたくさんさんの史料が残っているかというところ、実はそうではありません。姫島村は我々が調査に行った時には、非常に史料の少ない、役所史料の少ししか残っていない所でした。現地の方々に聞きますと大正時代に大火事があったということでした。では大正以降の史料があるかというと、これもありませんでした。したがって、町村合併だけが役場史料の損失の要因ではないと、姫島の事例でも言えるかと思えます。

県下の市町村の倉庫を見て回りました、非常によく残ったなど思われる所の筆頭は、国見町の熊毛村でした。これは地租改正頃、明治八年の合併より少し早い頃のものからありました。これはもう大変貴重だということで、今日もお見えの先哲史料館の加藤さんと私のコンビで県史編纂の近現代を担当しておりますので、二人で何度も通いまして、掃除をして全目録を作って、国見町とも折衝をして、幸いなことにこれを県立図書館に入れることができました。現在は、公文書館に保管されています。熊毛町は明治二二年に成立して、三

○年に国見町になっているところでは、この他に南海部郡宇目町の小野市村も随分保存がいいなと思いました。やはり、町村合併があっても古い庁舎は残っている。したがって、支所となってもそこを書庫として使って、ずっと残されてきているという事例ですね。まあ、大都市部にはこんな残り方はあまりありません。丁度建物が残ったということも大きな理由の一つでしょう。別段残そうと思って残されたものでもなかったのかも知れない、ということですね。

従って経過をずっと見ますと、必ずしも合併だけが文書の喪失の理由にはならない。合併の時にたとえば総務課とか文書係とか、そういうところがだいたい責任をもっているのですけれども、そこだけではなくて、最終的には各部署ごとに非常に多く処分されることもある。しかし合併でどれ位史料が無くなったかということ、確認できないのですよね。結局、どうして残ったかということしかわからない。で、市町村史を書くときにいろいろ史料を探して行きますと、意外なところから役所史料が出てきたりします。残る史料というのは、建物と収蔵に恵まれた、しかも誰かかそれを残す意志をもって処置していたということですね。しかし、結局その

建物が壊されるときに、それをさらに引き継いで保管されるということとはなかなかされません。だから合併のときに確かに沢山なくなるだろう、沢山廃棄されるだろうということは言えましょう。しかし、その後も注意を続けられない限り、せっかく合併を乗り越えて残されたものも引き継がれないということですね。当然、行政機関が残すわけですから、これは文書保存規定というものがございまして、その規定に基づいて残されることが非常に多いんですけれども、今日問題にしなればならないのはそれも勿論ですけれども、それ以外、保存規定を過ぎてもおお保存すべきものがかなりある。あるいは、保存規定では明記されていないけれども、保存すべきものがかなりあるのではないかということです。

合併に絡んでは以上の通りですが、ちょっと全国的な法の整備の問題について触れたいと思います。先程言いましたように、文書管理規定が役所にはございますので、それに従って、各市町村で保管されていますが、国レベルでは国立国会図書館がやはり史料の宝庫でした。これは戦後特に充実したのですが、憲政史料室は原史編纂の時には特にお世話になりました。それから、昭和四十六年に国立公文書館が北の丸にで



きたということ。この国立公文書館については、発足するよりも一〇年以上前から日本学術会議の働きかけがありました。ちょっとその頃のことを史料で探してみましたら、国立公文書館を創るべきだ、近現代の史料を保存すべきだと主張した中心人物が、桑原武夫さんや和歌森太郎さんなど、これは学術会議の中における地位もあったと思いますけれども、およそその専門領域としていえば非常にちがう分野の人なんです。学際的と言いますか、多くの人の動きがあつてこの公文書館はできあがつているのです。現在アーカイブズを論じるときに、我々はそれ程の力を、結集しているかということ、これは考えていいこと、振り返っていいことと思います。

それから、そのときに学術会議が勧告文を出すんですが、その勧告文の中で明瞭に述べていることは、アジア太平洋戦争が終わってまだ一〇年ちょっとということがあつたと思うんですが、日本近代は進路を誤つた、その誤つた最大の理由は近代の歴史研究がなかつたからだ、日本歴史学の中でそこが欠落していたからだということ、強調しております。今からの民主日本を正常にしていくためには、近現代の研究をしていかなければならない、その基礎としての史料を確保しなけ

ればいけない、ということとを述べています。それから先程坂先生の話にもありましたように、六二年に公文書館法ができます。公文書館法を議員に根回しして成文化し、成立させた中心人物は茨城県出身の参議院議員でありました岩上二郎さんです。最近はこの人の名前すら忘れ去られてしまつていくことが、私は非常に残念なんですけれども、岩上二郎さんはかつて茨城県歴史館の館長さんでした。そして参議院議員にもなつた。岩上さんが亡くなった後は奥さんが又、参議院議員になつてこの路線を進めたという要素があるのです。で、岩上さんがこの提案をすること、私もよく覚えているのですが、明治百年とか置県百年を記念して、都道府県史の編纂が非常に盛んな頃でした。従つて、史料を保存しようという全史料協と、全国の都道府県史連絡協議会がいつも一緒に総会を開いていました。ま、いわば岩上さんはその両方を基盤にして、かろうじて公文書館法を国会に出し、通したということです。現在では附則条項があつて、アーキビストを置かないことができるとか、施行細則がないとか、ま、いろいろザル法だという批判がありますけれども、岩上さんの意志としては、この際歴史史料として重要です、国や公共団体の史料

を残していくことが責務です、これを最大限盛り込みたい、  
認知させたいということが、強くあつたように思います。し  
たがって、これを批判することは勝手ですけれども、我々は  
その批判するようなことを、その後克服できていないとい  
ことの方が問題なのではないかと思っております。それから  
平成一二年に情報公開法ができました。その前後に情報公開  
条例がたくさん地方公共団体レベルでできました。これも前

進のひとつととらえることができますが、一方でこれによ  
て情報が非公開にされていくという部分ができてしまった、  
ということが問題として挙げられます。様々な全国レベルで  
の紆余曲折があるのですけれども、結果的には昨日日本池先生  
が、今歴史研究の成果はアーキビストと研究者の共同作業だ、  
その二人三脚の結集だと言われましたけれども、そういう意  
味でいえば残念ながら無くなってきた史料もあるけれども、  
かなり前進はしてきた。私はこんなことに取り組むようになっ  
てまだ二五年ですけれども、それは実感として感じていると  
ころであります。そういう前進を、さらに多くの学生・アー  
キビストを育てることによって、継続していければなあと思  
うのです。現実を見ると県立公文書館も九州では二館か三館

の一つでありますけれども、内容的にはかなり問題を秘めて  
います。大分県では市町村には勿論公文書館はございません。  
ここには予算の問題もありましょうし、マンパワーが決定的  
に不足している。そういう意味でも大いにアーキビストを目  
指して勉強する人が育ってほしいなと思います。今一方でN  
PO組織を作ろうではないか、という動きがかなり具体化し  
ています。これも明るい材料です。

飯沼 かなり網羅的なお話を頂いたのですけれども、要する  
に今の末廣さんのお話を端的に言いますと、その大分県の情  
況・全国の動き、法的な整備とか、たとえば館という点、日  
本でもいくつか出来てきているわけですね。例えば実際に大  
分県の場合も公文書館というものがありませんし、それから各  
県でも出来ているけれども、その中味、実行に移す際のマン  
パワーとかいわれましたけど、人間の問題とかですね。つま  
りお城ができていて形・組織がある程度できていても、実際  
に移すとき法的なガイドラインとかかというものはできてい  
けれども、その中味についてはですね、実はまだお粗末な情  
況にあるということなんです。ひたつの問題としては人的  
な問題、今個人的な問題はアーキビストとか専門職というの

かひとつの問題だと思ふのですけれども、それを昨日の講演会の中でも大変大きな問題として提起があったわけですから、保坂さんはその問題にかなり取り組んできたわけですので、今言った点からまあ人的な養成ですね、その点についてお話を頂きたいと思います。

保坂 話が人材育成ということになって参りましたが、先程冒頭で私が説明させていただいたのは、現代の今の世界におけるアーカイブズの定義であります。それはある意味においては薄っぺらいものでありまして、どうということかと申しますと、しからばこの必要な人材というものがですね、記録管理ができて、その記録の中から重要な史料がボンと選べればいいという人材であればいいということなかと、簡単に言うてしまえばそういうことなんですけれども、どういうトレーニングを積んだらそれが可能になるのだろうか、ということとを具体的に押さえなければいけないと思うわけです。で、最初の話は現代的な形式的な説明だったのですが、昨日も少しふれましたけれども、この現代のアーカイブズ学の基礎はいったいどういう人たちが作ってきたのかということとです。簡単に申しますと、実はこういう考え方というのは、ヨーロッパ

で育てられてきたものでございまして、一七〇〇から一八〇〇年代にですね、国や県が古い歴史史料からごく新しい史料まで含めて、とにかく重要な、国や県にとって重要な史料を集めたわけですね。集めた人は歴史屋ですね、歴史のトレーニングを積んだ人です。彼らは、国や県をあげて集めたものに対して一生懸命整理をして、如何にしたら後世に残せるのかということとを、一生懸命論議して方法論として築き上げました。それが、実は現代でもアーカイブズ学の基礎理論になっているということです。そうすると、ヨーロッパにとって二〇〇〇年三〇〇年古いものを相手にするのはもうやってきたわけですね。もう殆ど無いわけですね。いや無いというのはちょっと言い過ぎかも知れませんが、むしろ今ある組織の中で生み出したものの中で大事なものを後世に残していくということにウエイトが移っている。ではさて日本ではどうなるかというのと、こういったアーカイブズのシステムのようなものを自覚的にきちっと運営してきたということはございません。そういったしますと、先ずアーカイブズ学の考え方、証拠をちゃんと押さえてきちっと目録を作って未来に伝えるためのノウハウとしてやっぱり歴史学や歴史史料学のトレーニングを積

んでおくということは、私は必要だと考えています。その上でしかし歴史学とイコールではない、もっと公共物として大事な記録を残さなければいけないという、公共物として大事な記録すなわちアーカイブズです。それがアーカイブズです。そのためいろいろな法律的な知識、記録管理の知識、情報社会における新しい技術に関する知識、そういうものを広く学んでいかなければいけない、というのが私の考え方です。

## 二 市町村合併と大分県の取り組み

平井 先程の末廣さんのお話のようにですね、結局今までの大分県の行政文書というのは、全国的レベルから見ても、残りが悪い。もう落第点なわけですね。具体的に明治の頃からの行政文書として、残っているのは熊毛支所文書と先程出た宇目町小野市の文書、それから（九重町の野上町役場文書及び）豊後高田市の田染支所文書。この位しかあがないてはないかなと。ところが、後で申しますけれども、その宇

目町の文書の一部ですね、つい最近なくなっているわけなんです。で、そういう過去の経緯の中で、又、平成の大合併がおとずれてきている。市町村合併をチャンスとすべきという飯沼さんのお話がありました。史料をちょっとご覧下さい。その中で、配付資料の三枚目のところに先程飯沼さんが紹介された、大分県公文書館が各市町村長や県の各機関に宛てて史料保存を呼びかけた文書があります。この平成の大合併の時に同じミスを犯さないためにということで、先ず公文書館がこのように動かれたわけです。この件について公文書館長の神さん少し説明をさせていただきますか。

神 資料にあります通り、公文書館は市町村合併に伴う行政文書の廃棄を防止するため、一つには県内の各市町村長へ、もう一つには県の各部署の長に、ほとんどあらゆる公共の機関に、このような文書を出しました。市町村長宛は公文書等の適切な保存の要請という、ごく当たり前なことの指示ですね。それから、県の各部署宛には、それぞれ文書規程がございますので、その文書規程に基づいた行政文書の適切な処置と、廃棄にあたっての目録作成といったものを要請しております。

目町の文書の一部ですね、つい最近なくなっているわけな

本館は九州・沖縄で初めて、全国で二五番目と、かなり早

くできた方の公文書館と言えます。今年で満一〇年になりま  
す。それが、豊の国情報ライブラリーとして、県立図書館や  
先哲史料館とともに一つの複合施設を構成している訳ですけ  
れども、全部所管課が違ふんです。県立図書館は教育庁生涯  
学習課、公文書館は知事部局総務部総務課、先哲史料館は教  
育庁文化課です。またそれぞれの館に館長がいるのですが、  
それを一人がやっています。

その公文書館が各部局の管轄を超えて、この様な文書を  
出すということが、今までであったことなのかどうかというこ  
とは、私ちょっと過去のことを知らないのです、何とも言えな  
いのですが、全国的には所管課が出すところは例があるん  
ですね。しかし、出先機関である公文書館から直接に各市町村  
長にこのような文書をだすということは、先ず例がないと思  
います。

平井 今、神さんの方から公文書館のお話がありました、  
その公文書館の出された文書をもとに、大分県の取り組みと  
いうことで、このセクションを話し合ってみたいのですが、  
そこで出されたのが、公文書館とはということでしたけれど、  
これはちょっとこちらの方からご説明させていただきます

れども、実は全国で三五番目に大分県にできた公文書館とい  
うのは、他県の公文書館と何が違うかというところ、それは大分  
県の公文書館は、行政文書だけに特化されて組織されている  
ということなんです。たとえば、公文書館として代表的なもの  
一つに、埼玉県の公文書館がありますが、それには行政文書  
課と古文書課があるわけです。大分県の公文書館には、古文  
書課がないわけですね。それではそれを何処が補っているか  
と申しますと、神館長がもう一つ館長をされています、先哲  
史料館なんです。この館が目的とするの大きな事業の一つ  
に先哲叢書の刊行というものがありますが、それ以外に古文  
書館的研究施設という役割を担っています。担っているとい  
うよりも、先哲史料館の職員がその役割を勝ち取っていった  
と言った方が具体的には良いのではないかと思えます。と申  
しますのは、財政も教育委員会も先哲史料館草創期には、同  
館の仕事为先哲叢書を作ることとしか理解していなかった時  
期がありました。それを、実は公文書館には古文書課がない  
から、先哲史料館がそれを補うんだと、その仕事があるんだ  
必要なんだと訴え続けて、その仕事を勝ち取ってきたという  
経緯があります。そのような歴史があって今の豊の国情報ラ

イブラリーの中ので分業体制が出来上がっているのです。ですから「先哲史料館」という名前によって、誤解が多いんですけれども、先哲史料館も公文書館の一部を担っているわけなんです。こういう形で古文書担当施設と公文書館が併設されているという県は、全国を見ても実はどこにもないわけなんです。また大分県には歴史博物館もありますので、史資料の保存施設がこれだけ充実した県も少ないという特徴を持っています。その中で、大分県は県史料集の編纂・刊行ということも早くから取り組んでおり、そういう形あるものについては、他県に先駆けてすすんで取り組んできたという経緯があります。そして今や組織・機構も、内部的な問題はあるものの、きちっと作られてきている。ところがそういう大分県において、何故史料保存となると市町村のレベルにおいても、進んでいかないのか。この大きなギャップをどう考えるかが、本日のシンポジウムの大きなテーマの一つになると思うのです。

で、このセクションでは、今まで語られてきた大分県の状況下で、この度公文書館が、先程来話題にのぼっています公文書を発することによって、来るべき市町村合併における史

料保存の危機に対し、先鞭を切って行動していただいたということを材料にして話を進めよう、ということだったのです。

その展開として、実はこの文書に対していろいろと反応がではじているということですね、神館長さん。その中から県議会の反応について先ずお話ししていただませんか。

神 今年の一月には、国の方でも、首相が公文書館についてはの二行なんですけれども、初めて一般演説で触れたというところで、大きなニュースになりました。大分県議会においても、六月一四日県議会の初日の一般質問のときにですね、さる議員から市町村合併の関係のところ、**「市町村合併に伴う公文書の保存について」**と**「地方機関や委員会等の公文書の取り扱いについて」**という二つの質問がありました。それに対して県のように答弁しています。市町村合併に伴う公文書の保存についてという質問には、**「公文書館法では、国・県・市町村それぞれに公文書等保存の責務がうたわれておりますので、市町村の持つ公文書等は、基本的には当該団体において収集保存がはかれるべきものであります。しかしながら、市町村合併時における公文書等の散逸や安易な廃棄を防止するため、県も一昨年二月の総務省通知を受け、各**

市町村に対し公文書等の引き継ぎの円滑化と保存の徹底について通知したところであります。さらに、県下の市町村合併が進展していることを受け、大分県公文書館においては、合併前における重要文書の選別を行うことや合併後の空き庁舎を活用した一時保管等の措置を各市町村に呼びかけるとともに、適宜市町村からの相談に応じる体制をとっているとあります。今後とも、公文書等の適切な保存がなされるよう助言して参りたいと考えております。」また、地方機関や委員会等の公文書の取扱いについてという質問では「公文書館では、公文書等収集保存規程により、県の機関が管理する公文書で、廃棄予定文書の内、歴史史料として重要なものを、公文書収集基準に基づき、選別のうえ収集しております。地方機関を含む知事部局や知事部局の文書管理規程を準用している委員会等にあつては、廃棄文書の公文書館への引き継ぎ規定が設けられており、これにより処理されているところでもあります。また、警察本部や教育委員会をはじめ、独自の文書管理規程を有する委員会等が管理している歴史的な文書については、各管理者との引き継ぎ協議を行うなど、収集に努めてまいりたいと考えております。公文書館での保存に際し

ては、マイクロ化や焼蔵・補修等により文書の劣化防止を図っているところであります。なお、現在保存されている公文書は、明治期からのものも含め、四万冊を超えており、年々これらの閲覧・複写等の利用が増加する傾向にあります。今後とも、利用促進に向けて、企画展の開催やホームページの充実を図ることにより、普及啓発に努めて参りたいと考えております。」以上です。

平井 ありがとうございます。実は県議会で取り上げられるということは県庁内では大変大きなインパクトでして、この様な形でついに公文書の保存問題が議会でも取り上げられるようになったことは大きな意義があるのです。したがって、今度は各部署がその答弁に即した行動を問われることになったわけです。

一方、教育委員会の文化財行政関連施設の中でも、市町村合併に向けて何かひとつ役割を果たしていかなければいけないのではないかとこの動きが出て参りました。その一つとして例にあげられますのが、県立歴史博物館の動きです。同館では「市町村合併時における歴史資料の保存について」として、特に歴史資料の中の、午前の個人発表の部で報告があり

ました、地積図や字図といった地図資料について、保存を呼びかける動きをしております。実は歴史博物館は現地調査を事業の大きな柱の一つに掲げているのですが、そのこともあって過去の地図が学術上極めて貴重であると考えているわけです。ところが市町村によってはその古い地図類が全て廃棄されてしまったというところも出て参りました。来るべき合併に備えて、庁舎の中を身軽にしておこうという理由で廃棄してしまったということでした。地積図とか字図といった復元不可能な古地図類を全部棄てたということです。それがわかっ

たのがつい一カ月前のことだったので、そこで、やはりこういうことが目の前で起こっていないが、それを看過していたらいけないのではないかとということで、とにかく博物館としては行政文書の全部に手を出すことは出来ないけれども、その中の地図だけでも博物館の方に情報を下さい。そして、もし方が一廃棄するようなことでしたら、館の方で集めさせて下さいという文書を市町村に向けて発信したということですね。また一方、先哲史料館の方でも、これから特に古文書類の保存にむけた取り組みを行おうとしています。実は、昭和二三〇年代の市町村合併の時には、行政文書といっしょに市町

村が持っている古文書類も棄てられたということが、国立史料館に残る史料群を見ていくと明瞭に見えてきます。したがって、教育委員会の所蔵している古文書類の保存について問題があれば、連絡して下さいというような文書を出してはいかがでしょうか。考えているとのことでした。そして文化課としても、文化財管理係の方で、文化財全般の危機ということもあるのではないかとということで、それについての指導アドバイスをやっていたいかなければならないのではないかとということで、動こうとしているとのことでした。

ですから、公文書館のこの英断がこの様な形で広がりを見せてきているということも出来ます。したがって、せっかく出して頂いた公文書館のこの文書が、どうやったら生かされるのかということ、ここでは考えなければいけないと思います。皆さんがこの文書をご覧になって、これを自分の立場でどう生かしていくか。その方法があるのか。自分の住む市町村に向けて、これをどうアピールしていけるのか、というところ。あるいは市町村部内の皆さんであれば、この受け取った文書をどう扱って行けば良いのか、こういったことを掘り下げて検討する必要があるのではないかと思います。



このセグジョンの最後として、この文書が県議会だけではなくて市町村も動かす点について、触れたいと思います。神さんその点についてご紹介してください。

神 配付資料の一番最後を見て下さい。ここに「地域の歴史保存へ」という新聞の切り抜きがございましたが、これは宇佐市の図書館の記事なんです、四月に出した公文書館の文書を受けまして、宇佐では宇佐市民図書館がこれに反応して、新地域の公文書等について、保存に向けた取り組みを実施していくという方針を打ち出したという記事です。

一方、県の方でも五月に出した文書に關しまして、教育庁の方から各部内に「歴史資料として重要な公文書の保存について」という文書が出されまして、廃棄にあたっては、公文書館と事前に協議をしてくださいという通知が行われました。

平井 この宇佐市の事例についても少しコメントさせていただきます。この宇佐市の事例についてもう少しコメントさせていただきますが、県の公文書館の文書を受け取って反応していただいた所が市立図書館であったということが、非常に注目されるという点です。つまり、文書の発送先は市町村の首長部局であったわけですが、それから役所の中をずっと回って教育委員会を経て、教育委員会の中でも文化財保護担

当課ではない生涯学習課所管の図書館がこの文書を受け取って、自分たちはこれに対して動こうという反応をして頂いたということなんです。宇佐市の中のこの連携というか、情報伝達の凄さというか、がこの新聞記事一枚の中に表れていると言えるのではないのでしょうか。すなわち、この問題は首長部局の文書課が考えればいいんだとか、あるいはこの問題は文化財保護担当課が考えればいいんだとか、これはうちとは関係ないというのではなくて、各部署が、あるいは個人一人ひとりが、全て自分のものとしてこの文書・問題を捉えて行こうとしなければ、このような反応は生まれませんという点です。このことを我々は肝に銘じなければならぬと思います。

### 三 合併に向けた市町村の取り組みと問題点

平井 ここで市町村からご出席いただいている方々に登場いただくわけですが、その中でまず市町村行政のお立場からはいずれも文化財保護担当の課長さんにご出席いただきました。したがって、公文書を正面から担当するという部局にいらっしゃるわけではないのですが、史料という文化財の保存担当

ということ、アーカイブズを保存の面から最も広く大きく見ていただけるお立場の方ということで、お願いしているわけです。そういった意味では逆に、公文書のことについては客観的に発言できる部分もありだろうし、また逆に見えない部分もありだろうと思います。お二人のお立場から見える範囲で結構ですので、それぞれの市町村の取り組みと問題点について、ご発言をお願いします。

菊田 白桦の場合の行政文書のありかたといえますか、取り組みについて、問題点等お話をさせていただきます。先程来、市町村合併によって史料が散佚するというお話がありましたけれども、散佚は市町村合併だけではなく、日常的に起こっています。それはどういうことかといえますと、行政文書には当然保存年限というものを定めまして、一年とか三年五年一〇年それから三〇年、永年保存という形になって、それぞれの期限に従って保存していくんですけども、保存期限のきたものについては殆ど処分していく。何故処分するかというと、それを保管しておくだけのスペースがないからです。行政文書というのは事務事業が増えれば増えるほど、資料としては非常に多くなっていくわけですね。よって、それを全

て貴重史料として残して行くわけには行かないわけです。そのため年限を区切ってそれを処分していくということになるかと思えます。それと、こういった資料が貴重な史料であるということは充分わかるんですが、ではこれを将来的にどういう形で残すかというところ、いろいろな行政上の問題もござります。一つは財政的な問題も当然あるんですけども、さっき出ておりました人材育成の問題とも絡んでくると思います。特にそういった資料を全て保管しようとすると、かなり大きなスペースが必要になってくる。そのスペースを作るためには何らかの建物を作ったりする。そうするとそれに費用がかかるということですね。それに対して、先程お話がありました、使わなくなった学校を利用するという対策は考えられるかと思えます。特に少子化によって学校の統廃合という事が進み、空いた学校や教室がでる。それを利用するということがあるかと思えます。そのような空き教室については、行政文書を一時保管する場所として利用することもありましようし、その外行政としてはそれを地域のコミュニティの場所に使うとかですね、まあ地域公民館とか集会所だとか、そういった施設あるいは地域の資料館といった形で使うという場合も

あろうかと思ひます。まあ、そういうた諸々の活用の中で、その一つとして行政文書の保存場所といった選択肢も考えられてくるものと思われれます。

一方、先程県公文書館から市町村長宛に行政文書保存をうたつた文書が送られた話がありました。たとえば市町村長宛に文書を出してもですね、最終的には、文書の内容が歴史資料のことについてという判断がなされると、首長部局を回らずに教育委員会の方に回されるのです。両方に出したとしても、最終的には首長部局宛のものもすぐに仕分けられて教育委員会の方に回って行くことも多々あります。また仮に首長部局でそれを扱つたとしても、多分市町村長まで文書が上がらないんじゃないかということが考えられます。それは何故かという、行政の中では決裁区分というものを設けておりまして、その来た文書が市町村の政策的問題に、あるいは、財政的問題に深く関わることでなければ、長の決裁を仰ぐところまで行くことはないのです。それ以外のたとえば調査依頼といったものですとかは、たとえば課長決裁ですとかあるいは部長決裁という段階で止まって、上まで行かない仕組みになっているのです。ですから、そういう場合、

その部局の長がどれだけそういう行政文書の保存に対する認識を持つかによつて大きく事態は変わるだろうと思われれるわけです。部局の長が必要性を認めれば、それを首長に対して提言もできるわけです。そうすると首長からトップダウン式にこれこれこういう問題が出ていられるけれども、うちはどうなっているのかと案を考えさせることも出来てくるのです。従つて、全く無視されるか大きく動くことになるかは、部局の長の判断という紙一重の所にあるわけです。

行政文書の保存問題でいいますと、白杵市の場合一番問題なのは、スペースがないという点です。それから、毎年毎年文書は増える一方であるということですね。それを如何に上手く保存管理していくかという大きな課題があるのです。これまでの文書は簿冊型といひまして、年度別にそれぞれ一冊の書類として括つてしまふわけですね。ですから、担当者によつて扱つている書類が重要であるか否かの判断の下に、重要書類か一般書類かに分けれます。少なくともその二つ位には分けると思ひますけれども、その重要書類の中でも、果たしてどの位の年限で保存してよいかということは、多分その担当者の判断によるものだろうと思ひます。ですから、行政文

書というのは、多分にその部署の担当者の認識といましようか、それが非常に大きなウエイトを占めてくるんじゃないかなと思います。それに対し、アーキビストが残すべきとする判断とのギャップをどうするか。単に人材育成とはいいますが、一部の人材が育てばいいのか、全庁的な育成なのかという問題もあると思います。たとえば、行政の中でも、特に教育委員会部局の場合には文化財関係の部署があるということと、史料の扱いに比較的馴れているということもあって、その文書をどうしよう、残すか残すまいかということで、判断はある程度可能になるんですが、それを市全体として考えた場合どうしていくべきかということ、それは最終的にはそれぞれの市町村の中に、検討委員会といいますが、行政文書を残すための委員会を組織しまして、そういった中で各部署から人を出してもらって、その部署ごとの書類の重要性を総合的に判断していく。それとも一つは、民間の方にそういった検討会の中に入れていただいて、どうするかということも考えていく必要があると思うのです。ただ、全ての書類を一般の方に公開するというわけにも行きませんが、行政はやはり守秘義務というものがございまして、そういった保存年

限が切れてそれを処分するといった段階においての話になるんじゃないかなと思います。それと後事業化の場合です、たとえば、道路をつくる橋をつくるといった場合には、設計書とか設計図といった、大きな資料がたくさん入ってまいります。そういった文書をどうするのか。特に事業化の場合の文書というものは年間を通していくと膨大なものになります。それが結構収蔵庫の中を占める割合が高くなって、そういうものは、非常に貴重な史料であるわけでして、その辺の文書の扱いについてどうするかということも、大きな問題だろうと思います。

一方、簿冊型の文書の保存だけを考えるだけでは、済まない場合もでてきております。臼杵市では文書のペーパーレス化ということで、電子化に取り組んでおりまして、電子決済をしております。それですからなるべく紙を使わない方向に向かっているのです。そうしますと、これまでより保存スペースは格段に小さくて済む反面、これまで以上に保存意識を高めないとい書は保存されにくいという問題が出てきております。電子文書保存の取り組みは緊急の問題だろうと思っております。

先程の設計図の話も最近ではCAD（キャド）という専用の作

図ソフトがありまして、図面をその中で作るということでの分野でも電子化が進んでいるのです。

後藤 私の方からは、日田市の現在の状況ということでございますが、最初に合併の話をしさせて頂きます。

私共の日田市は周辺の日田郡と呼ばれている二町三村と一緒に合併を進めており、来年の三月二日を期限として今事業は急ピッチで進んでいます。合併の方式としては吸収合併という形でありますので、日田市という方に吸収されるという形になりますと、二町三村の名前が正式に消えていくという形に実はなるわけです。いわゆる合併ということでは、国が示しているのは、これから先自治体の経営ということになったときには、住民自らが自分たちの地域のためになるべき姿を目指していきたいという、一つの指針があるわけですけれど、これまで宮々として築いてきた歴史的な地名ということがあるわけです。その地名が合併の度に消えていくということが繰り返される、これが一般市民にとって最もイメージされやすい部分じゃないかという気がいたします。それがたとえば行政の具体的事務手続きの中でどういう風になっただのかについては、一般市民には見えにくい部分があるのか

と思います。近年は情報公開制度が確立いたしておりますので、本来であれば誰でも市民は自分の所属する市町村に行っているんな資料が閲覧できるように、制度が確立されているわけです。私たち市側の具体的スケジュールを申しますと、三月の時点で合併が正式に決定いたしましたして、四月からはそれぞれの役所の課が具体的な細かい事務をそれぞれの市町村の方々と一つづつ摺り合わせをしていきます。その目標期限はだいたい七月か八月とされています。

で、今日のこのテーマであります、行政文書をどうするかという点については、当然所管をする担当は総務課の行政係ですが、それはちゃんと視野に入れて協議を進めているようです。細かいところまでは私は把握しておらず、残念ですけども、少なくとも私の調べるところでは、事務的にそれはきっちり話が進められていると把握しています。今菊田さんから細かい具体的な事例がいろいろございましたけれども、やはり行政が抱えている私たちの課題として、行政文書の位置づけというものをこの際に明確にして、共通認識として事務の中に入れておく必要があると思います。行政文書は最初から歴史的資料という位置づけを明確にもっておい

て、残していこうとすることが、これまでなかなか出来てこなかったという経緯がありますので、今回のこのシンポジウムがそういう視点からも非常に意義の深いものじゃないかなと思っています。また、合併といいますが、私共ではあと限られた時間がわずか一年です。限られた時間の中でこういった位置づけをしながらどうやって行政文書等を残していくか、という意識が芽生えてくると、それはいろんな手段・方法があるかと思いますが、いわゆる学校の利用例もお話しが出ていましたけど、そういったところにとりあえず残す、そして次のステップでそれを整理していくと、シンプルに考える外はないものと思います。ただ、行政文書の移動については、今現在使われている役所の本庁にあります書類が、合併と同時に私共の方の日田市に全部集められるのかというと、多分そうではないと思います。その話はこれからすることですが、それぞれの現在の市町村の役場の中に保管されるのが自然のなりゆきだろうと考えます。ですから、その部分をきっちり保全をして、保管する管理手続きだとか基準をきっちり決めれば当分の間は大丈夫だと思います。しかし、今後どうあるべきかという点については、少し時間をかけてでも先を見据

えて考える良いチャンスなのではないかなと考えています。あと、冒頭で申しました一般市民が抱く合併のイメージに関して、もっと行政側から情報提供して様々な懸念材料についても、しっかり認識してもらおう努力をすべきではないかと考えます。合併に伴い歴史史料として貴重な行政文書が失われる恐れがある点についても、市民にはその危機意識は伝わっていないと思われるます。私共も積極的にそういった面では市民の皆様にもそのような懸念材料など、いろんなものを公表して、関心を持っていただくということも大事な課題ではないかと受け止めています。

平井 ありがとうございます。今菊田さんからは、末廣さんも指摘されました、市町村合併だけが行政文書がなくなるタイミングではないんだというお話を、また後藤さんからは合併した後の行政文書というのは、一箇所に集められるのではなくて、そのまま合併前のそれぞれの庁舎に留め置かれてしまうのではないかというお話をいただきました。そこで、先ほど末廣さんから県内で残されている数少ない行政文書の事例として挙げておられた宇目町の小野菟村文書の一部が、最近になって廃棄されていたというショッキングなニュースを

紹介したいと思います。フロアーにいらっしやる宇目町の柴川さん、その件についてご報告をいただけないでしょうか。

柴川英敏（フロアー） 私は三年前まで役場に出ておりました、当時生涯学習課長をしております、その前に町史の編纂ということで、昭和六〇年から、町史の編纂に携わりまして、史料を探したところ、旧小野市村の役場に隣接した倉庫に詰められていたのです。その中から町史編纂に使いそうなものだけ、山村開発センターの六〇畳の間に広げて、当時から虫食いが激しかったので、ナフタリンペーパーを入れたりして処置し、別の部屋を借りてそこに仮保存しておきました。

町史が終了したのが昭和六四年ですが、その時点でも役場の倉庫には町史で使わなかった文書が未だ沢山あったのです。それが気になって私が役場を辞めた後、県の公文書館に引き取ってもらえないかと見に行きましたところ、もう倉庫ごと無くなっており、そこは更地になっていたのです。聞きましたところ、地域の公民館を建てるのだということでした。恐らく、中にあった古い行政文書は倉庫ごと壊され焼却されたものと思います。私は宇目町の文化財調査委員長をしておりますが、その関係で、その文書は貴重なものだから、文書

を棄てるような話が出たときには必ず連絡してくれよと話をしておいたわけです。そこで教育委員会に行ってみましたら、話をしていた担当は代わっております、お願いしていたことは何も伝わっていない。また、文書を収めていた倉庫は教育委員会ではなく総務課の所管でしたので、教育委員会に何の相談もなくそのまま取り壊してしまっただけということでした。町史編纂の時に使用した文書等は、私の方で県公文書館に寄託の手続きをとって収めましたので、そちらの方に保存されていますが、全く使われなかったこれらの沢山の文書を少しでも同じように公文書館への寄託に追い込みたかったのですが、大変残念なことをしました。大変お恥ずかしい話ですが、れどもこんなこともあるのだと、参考にしていただければと思います。

ただ、合併の時だけに行政文書が棄てられるのではなく、どこの市町村でも保存年限が来たら棄てており、文書を棄てない市町村はないと思います。そんな中、小野市役場文書が何故残されていたかという点、合併の当時は残そうと努力された人もあって、仮保存の場所に集める努力をしたものと思えますが、その担当がいなくなった後は惰性で残っただけ

だと思えます。ただ、そんな中私が役場に勤めたばかりの頃は、これら古い文書は和紙の繊維質の長い丈夫な紙が多かったので、私たちはそれを破って、コヨリを作って使っていた頃がありました。そのように、再利用できる紙という評価があつて、かろうじてまとめ棄てるようなことがなかった。そんな、偶然によつて残されたのであつて、今論じられていくような史料保存の考えがあつて残されてきたわけではないと思ひます。だから、確かに文書が棄てられるのは、合併の時だけではないかも知れないが、合併に当たっては今でも必ず大量の文書が廃棄されるものと思ひます。歴史史料だから残そうという考えは、市町村の総務課には全く育っていません。そんな中、宇目町の文書は教育委員会の文化財調査員という役場の外の人間が、役場から持ち出して持つて帰っていたから、それが県の公文書館に委託されて残ったというわけでございます。

平井 柴川さんが今報告された事例というのは、大分県に残る古い行政文書の代表である宇目町小野市村文書の一部が、というより、未活用の文書全てが、平成一三年の豊藤公民館設立の時に、建物ごと廃棄されてしまったというものです。

柴川さんをはじめとする関係者が、大切なものだと指摘し続けていながら、文書と建物の管轄が異なっていたがゆえに、建物を壊すにあつて中に収められていた文書の管轄者には全く相談がなされなかつたそうです。担当している部署の判断で文書を棄てるということなら、判断の是非を議論できるわけですけれども、この事例には立ち尽してしまふような絶望感を感じます。しかし、先ほど後藤さんの言われた話の中では、合併する旧市町村の文書はそれぞれのたまたま空いてる庁舎に、留め置かれるだろうということでした。しかし、庁舎には様々な組織が関わるわけですよ。たまたま、文書を保管している場所がスペース確保のために、文書保管者とは全く別の部署の手によつて綺麗に掃除されて、文書が廃棄されてしまふということだつて、起きかねないのではないのでしょうか。合併時に担当者が残そうとして別置した行政文書も、他部署からすればただのゴミにしか見られない。ましてや、保存した担当者がその部署を離れば、文書はいつ棄てられてもおかしくはない極めて不安定な情況に追いやられるという現実を何とかしなければならぬとおもひます。

ここで、甲斐さんにご登場願うわけですが、甲斐さんは私



や菊田さん後藤さんとは違い、行政の立場ではない方でして、九重町の文化財調査員としてもご活躍です。先ほどの臼杵・日田両課長のご発言等を含めたこれまでの話を、非行政の立場から見てもどのようにお考えかご発言いただけますか。

甲斐 玖珠郡史談会の役員をしています甲斐です。私は平成二年から始められた『九重町誌』の編纂や、同じく平成七年からの『玖珠町史』の編纂に編纂専門員として関わらせて頂きました。両方共に五年間をかけて行われた事業ですが、その間に感じたこと等を中心にお話しさせていただきます。

先ほど、フロアーから宇日町の小野市役場文書の事例紹介があったわけですが、それについて先輩方が営々として管理してきたものが、一瞬の隙に破棄されてしまったという事情があったようで、この事例は実は先月の大分県地方史近世史部会において平井さんの方から紹介されて予め聞いていたのです。その時はと思ったんですね。九重町も昭和の大合併で一町三村が合併しましたが、そのひとつの野上町に社会体育館という古い施設がありましてね、その二階の倉庫に旧野上町の役場文書がどさっと積まれていたんですね。それを平成七年二月に完成した『九重町誌』（上・下）の執

筆にあたって、今日見えている吉田豊治先生と一緒に町史編纂で使うものをよりわけて、町史編纂室に移したんですね。あとは、編纂が忙しいという理由で、実は取り残して来たわけです。私も職員ではありませんし、また実際はそのままになって忘れていたという状況だったんですけれども、小野市文書の話聞きまして、はっと、あれはどうなったのかと思いついたわけです。そこで、改めて役場の係に行方を調べてもらったところ、こちらでも同じように平成一一年七月に体育館は老朽化で取り壊されていたのです。しかし、九重町の場合は、取り壊す前に管財が行って点検を行い、古いものは役場の方に一括移管していたことがわかりました。それで胸をなで下ろしたわけなんです。文書保存の保存区分が設定されていますので、九重町では現在、文書管理は九重町合併からの新庁舎の地下倉庫で、管理システムの会社から嘱託で派遣スタッフが来て、きちっと管理していますので、今では旧社会体育館に移されたものは、そこに移管されているという事情です。

これは近年の九重町の体制でございます、九重町は旧野上町と旧東飯田村、旧飯田村、旧南山田村の一町三村が昭和

三〇年の二月に合併したんですけれども、旧野上町以外の引き継ぎ文書はほとんどないようですね。町史編纂の時には史料不足だったものですから、旧村長さんとか個人宅に残ったものを使って、かろうじて記述をしたという事情もあります。

役場総務課の職員意識としては、個人情報保護法などの制定により、古い行政文書については、腫れ物にさわるような意識が芽生えており、そのような古い行政文書は管理者としてはもうない方が良いのだという感覚でいるようです。その辺の意識改革から始めないといけない、と考えています。

もうひとつ、先ほど公文書館から四月に出された各市町村長宛の史料保存に関する通知文の件が言及されましたが、その件について。九重町では同じ文章のものが二通送られてきました。県公文書館としては、一通を首長部局、もう一通を教育委員会に回してもらおうという意図があったのではないかと思います。九重町ではその意味が理解できなくて、二枚共そのまま綴じられ、教育委員会の方には全く文書が回らなかったのです。また、菊田さんからお話があったように、決裁にもいろいろあって、その首長部局の中も三役までに至らず、担当の総務課長の決裁で終わってしまっているのです。

これが九重町の場合ということでご紹介いたします。

平井 今ちょうど宇目町と九重町での対応の事例ができましたけれども、このことで指摘できる第一点は、これらの行政文書が単に保管されるというだけのレベルに止まっていたことが問題だったのではないかとこの点です。これらの文書が、目録がとられ、市町村での既存閲覧利用施設である図書館等との連携の下に閲覧資料にまで追い込まれていたら、廃棄されることはなかっただろうと思われるわけです。もう一つは、文書が所管する部署の完結した管理下に置かれていたかどうかという点が重要であったということです。

保坂 これまで紹介されたいくつもの事例、白杵・日田・宇目・九重の事例、いろいろ出していただいたのですが、その状態が何なのかという点をしっかり認識することが必要だろうと思います。というのは役所の中では記録管理が行われている、一般的に文書管理基準表といわれるもので、こういった種類の文書は何年保管ということが全部決められているわけですね、それが、たいてい過ぎていくわけですよ。宇目町の例でも九重の例でも管理期間が過ぎていく文書が積み上げられていたわけです。期間が過ぎていないものは保存されて

いる状態だけれども、期間が過ぎていっているものは、ただあると  
いうだけで、もう保存されていないのですね。これはもう明  
日自治体の首長さんが判断されて、これはもう経営効率上無  
駄だから棄てなさいと言っても、だれも咎められないわけ  
です。明日それが起きてもおかしくないのです。今日配布され  
た資料の中に、大分県地方史研究会が、市町村合併に伴って、  
史料廃棄はよくない、公文書館法に対応して下さいと言って  
いますし、また大分県公文書館が尽力されて各市町村長に対  
して同じ様な趣旨のことを文書で出していますが、公文書館  
法に一切対応していないわけです。それに向けた一歩をどの  
ように踏みきるかが大事で、役場なりの例でまずはそれに対  
応することを決めることが大事なんじゃないかと思うのです  
よね。で、その上で人材をどう確保するかということになる  
んじゃないかと思うんです。で、これまで報告されてきたさ  
まざまな事例は、話の内容としては、極めて悪いということ  
を認識する必要があったのでその点を指摘しておきたいと思  
います。

菊田 今、保坂さんから話がありましたけど、行政としては  
全くその通りでして、それに対して何も言えないのですが、

一番かんじんなのは市町村なりがこれからどうやって法律に  
基づいてそれらの史料を保管していくかということなんでしょ  
う。しかし、それに伴って当然専門の職員をどうするかとい  
う問題も出てくるかと思えます。ただその問題の前に現実の  
問題として破棄される文書をどういう形で選別するのか。誰  
が選別するか。そして、どのような基準でもって選別するの  
かという大きな問題があるのではないかと思います。私ども  
の場合、手前味噌で申し訳ないのですが、文化財については  
学芸員なり専門の者がおりますので、それぞれ事業ごとに簿  
冊化されている史料について、その内容の吟味をして、残す、  
残さないの判断をするわけですが、経過がわかる史料、補助  
金をもらって行った事業の一件綴りとか、土地売買に関わる  
もの、契約関係に関わるもの、等は比較的長期間の保存とい  
うことで残して行くわけですね。ですから、行政の場合保存  
期間が短いものは、案内文書たとえば会議の案内催し等の案  
内、官公庁の一般文書等は保存年限が短くて、だいたい一年  
位で処分されていきます。一番長いものが契約関係あるいは  
個人情報に関わる問題等です。その後、中間については五年・  
一〇年というのは、判断の難しいところでありまして、補助

金を出したり、いんろんな申請書とか許可証とかかそういう

たものをそれぞれ文書規定の中で決めていくのですけれども、

その中でも最終的に何処が判断するのか、今白桦ですと、それぞれの部署ごとに判断しております。ですから、建設課なら建設課の庶務担当がですね、保存年限の過ぎたものについては、どんだんどんだん処分していく。その処分に当たっては、設計図を引いた人間ですとか技術者は関わっていないのです。同じ課の中でもそれぞれ職務分担がありまして、その中で文書管理をするところ、それから設計だけとかですね。

それぞれ分かれておりまして、その判断が非常に難しいところがあります。ですから、誰がそういったものを選別するのか、史料としての認識を持ってもらって何を歴史史料として残していくのか、といったことを全庁的な取り組みの中で判断できる組織を作ることが大事なんじゃないかと思えます。

それと収納については、コストの軽減だとかいろいろありまして、行政改革でいろいろやっているわけですから、その史料を如何にスペースをとらない形での保存方法を考えていくか、それによって、史料の保存というものがかなり効率的にこれから先もうまく残されていくかなという期待は持っ

ております。

平井 今、白桦の事例で、文書保存の判断が各課ごとにバラバラなのが現状であるというお話がありました。が、県の方はそれに對しどのようにお考えなのでしょう。フロアにいらっしゃる公文書館の本本次長さん如何ですか。

本本正二(フロア) 今の市町村の問題についてお答えさせていただきます。四月に出しました市町村長さん宛の文書には、後に添付書類として具体的な選別基準というものを付かせて頂いております。ですが中味としては個々の文書まではあげておらず、少し抽象的であったかと思えます。それで今回このシンポジウムを受けて、お話をお聞きしながら、今後もっと具体的な公文書等を選別する場合のガイドライン、参考事例や合併される役所の公文書整理作業の手順、さらには現在市販されている市町村文書管理規定の準則集には歴史的文書の保存という項目がございません。文書の廃棄という項目だけでございます。それで、市町村文書管理規定の改正案といたしまして、ちょっと読ませていただきますと「歴史的文書の保存 前条の規定に関わらず、文化担当課長は同項に規定する文書のうち、歴史的価値があると認めたものにつ

いては、文書管理担当課長からこれを引き継ぎ保存する。」  
というような項目を一項目入れて貰おうかなというように考  
えて現在作業しております。

平井 ありがとうございます。それで前後しまして恐縮なん  
ですけれども、先ほどの保坂さんのご発言が非常に気になる  
わけですね。みなさんもそうかと思うのですが、結局  
文書がそのまま庁舎に置かれている、これは保存されている  
のではなくて明日にでも廃棄されるのと同じ、つまり公文書  
館法の第三条の規定がきっちり行われていないことの結果  
なんだと。そのとこの認識が大事なんじゃないかというお  
話だったわけですね。そうすると、じゃあどうやったらそれ  
が認識されるのか、徹底できるのかという点についてもっと  
踏み込んで考えなければいけない。ただ指摘しただけでは意  
味がないんだろうと思うわけなんです。先ほど菊田さんから  
も、庁内の文書の回り方について、決裁規定の判断により、  
首長部局に検討願いたい文書であっても中味が歴史史料とい  
う判断をされれば機械的に文化財課に回されるだけで、公文  
書保存業務として真に判断してもらいたい首長部局の関係ポ  
ストの所には文書が届かない。こういった問題も同じ様な意

味合いを持つかと思わぬですね。つまり業務としてこういっ  
た認識をどのようにきちっと作っていくかという問題でもあ  
ろうかと思うんです。この辺のところを保坂さん、もう少し  
アイデアというか、ご意見をお持ちじゃないですか。

保坂 欧米の記録管理・アーカイブズの発達した地域・国々  
では、基本的にこの五〇年一〇〇年という風にしてきたか  
というところ、行政の現場で作成した文書を現場の方で管理規定  
に基づいて何年か利用しながら保管してくるわけです。で、  
期間が過ぎたものについては、文書館の管轄に移すわけです  
ね。そのとき極めて軽微な文書以外は一切棄てません。それ  
以外は丸ごと文書館に文書を移すわけです。そして文書館の  
中の専門職員であるアーキビストが評価選別して、あるもの  
は棄て、あるものは永久に保存するようにする。それがまあ  
アーカイブズとして残るわけです。それがひとつのモデルな  
のですが、日本の現状の中で、それを充分にかつ一気にやっ  
ていくということはとても考えられません。そこで、今木本  
さんから紹介いただいたのは、担当課長が歴史的に価値の  
ある文書を引き継いでいくことを提案するということが  
でしたよね。そのようなことをされるべきだろうと思います。

あるいは、臼杵の菊田さんの方では組織づくりが必要、だということをおっしゃいましたけれども、一般的にはそういうこともした方がいいと思っています。つまり課の名称としては総務部文書課になるのでしょうか、そういうところが末端の現場に最終的な処理を委ねずにリーダーシップをとっていく。文書管理規定の範囲が終わった段階で、歴史的に価値のある公文書を残していくために次のシステムを考える。というようなことを関係の職員の方々と協議をするということが次に考えられると思います。でさらに何が歴史的史料かということになるわけですけど、アーカイブズ制度が整っている国ですと、それはアーキビストに任せればいいんだということになるのですが、現状ではなかなかそうはいかないと思います。やはりそれについては、できれば担当の職員を一人お決めになって、その人が史料を実際に利用する人たちから意見を聴取しながら、当面の基準を作って行くというようなことをされては如何かと思うわけです。その際には、過去の行政に関する文書なのですから、行政の人たちが色々意見を言う必要もあると思います。それから、それで残された文書は歴史を研究する狭い意味の歴史ではなくて、広い意味での

歴史的な研究をする様々な方々がおいでになるわけですから、それは利用者団体などと私どもは言いますが、利用者団体の代表の方々からご意見をいただく、そのようなネットワーク・組織を作って、当面のガイドラインというか基準を作って運用していくことが、考えられると思います。あとひとつ簡単に言うと、こういった第一歩・半歩を踏み出すために、東京都や神奈川県・埼玉県は研修会を開催しております。その職員の方々を公文書館だとか文書館に招いて、現場の文書管理に関する研修会をいたしております。これはもう一〇年前から行っております。そしてさらにその次の段階では市町村の方々をお招きして似たような研修会をやっているということをお聞きしております。是非どれが実行できるものか分かりませんが、そのようなものを参考にしながら、考えていただきたいと思います。

**甲斐** 保坂さんが提案されたアイデアに続き、私の方からも非行政の立場から申し上げたいことがあります。これまでの議論は歴史的に貴重な公文書をどう残すかということに関し、行政の中でどのように実践していくかということが中心でしたけれども、行政の中の公文書の管理者だけ、行政マンだけ

で史料を残せるかというところじゃないと思うのですね。民間と行政が如何に協働して史料の保存・活用を図っていくか。協働社会という言葉があるとおりに、官民が協働して実践していく必要もあると考えます。そこで提案なんです、大分県でも史料保存に関する県・市町村・民間の関係者(団体)を会員とする連絡協議会を立ち上げてもらいたいと思うのです。九州ではすでに福岡・長崎・宮崎でも組織されています。民間の立場も包み込んで歴史を中心としたいろんな史料保存の問題を協議したり勉強会を開いたりして、このような問題を恒常的に検討していき、県や市町村あるいは史料利用団体(史談会・郷土史研究会…)に持ち帰って還元していくという組織が、大分県にも必要だと思うのです。これは私をはじめここで提案するのではなく、既に何人かの人たちが述べているんですね。「宮崎県地方史研究連絡協議会会則」の抜粋を見ると、宮崎県の場合は昭和四八年に設立をして現在は二四団体、個人が九名という形で、「地方史宮崎」を年一回発行して、四九号まで実績を残しています。実は平成八年二月刊の『大分県地方史』第一六〇号で、佐藤晃洋氏が「大分県における記録史料の保存・利用―その現状と可能性―」

と題した研究ノートを書かれ、「記録史料の保存・利用について訴え考える場を設定してほしいものである。」と述べておられます。一方、その後平成一〇年一月一八日には県立先哲史料館にて、冒頭飯沼氏が紹介されました「稲葉家文書蔵記念シンポジウム」というものが行われて、先哲史料館の『研究紀要』第四号に紹介されているとおり、飯沼氏が「今後は文化課などに県内史料の保存について協議できる恒常的会議(機関)を設置するのが望ましい。」と指摘しているのです。また、その後の平成一〇年一月一六日の大分合同新聞には、平井氏が「史料保存シンポジウムの成果と課題」という記事の中で、飯沼氏のこの発言を受けて「市町村や地域の人々の協力なしでは、県内全域に所蔵されている史料の保存について十分に目を光らせることは難しい。…今後は、県の史料保存利用機関と市町村、史料保存関連民間諸団体との間で史料保存のための何らかのネットワークづくりが必要となってくることは間違いない。」と述べているのです。このように何度も必要性が指摘されていますが、何故作られないのか、大いに疑問なのです。今回の市町村合併にすぐに間に合うということではありませんが、行政だけではなく民間

のパワーも取り入れることができるこのような協議会の設立を、もう一度考えてほしいと思います。

平井 提案しながら何故作らんのかという厳しい指摘なんです、そのことについて弁解をする時間はありませんが、そのこともまた大きな課題としておきたいと思います。

このセクションでは、公文書館法第三条の問題を各市町村において確認していくにあたり、市民の声というのが一番大きいということ、お集まりの皆様一人ひとりが当該市町村に帰られて、皆様の声で大きくそこを市町村に確認していただくということが、不可欠ではないかということ。また、市町村の予算の問題・人の問題をあてにせずに動くとするならば、NPOの立ち上げということもあるのですが、史料ボランティア的な実践により、市町村の文化財保護行政を地域住民のパワーで補っていただくという関わり方もやはり不可欠なのではないかという点を特に指摘させていただいて、先に進みますかと思えます。

#### 四 行政文書だけが問題なのか

平井 最後のセクションですが、これは市町村合併により危機的情况に追いやられるのは行政文書だけではないのではないか、失われれば取り返しのつかない歴史資料全般に関して、我々は広く目配りをしておく必要があるのではないかとこの発想で、今しばらく話し合ってみたいと思います。

われわれは前段で移管文書という立場に立たされる行政文書の問題を見ました。しかし考えてみましたら、移管されるのは行政文書だけではないかと思うのです。前回の大合併は昭和二〇年代の終わり、つまり文化財保護法が施行されて数年経った時点で、殆どまだ同法の成果が何もない時点での合併だったわけですね。それに対して今回の合併は、文化財保護法施行後五〇年以上の歳月を経た時期の合併であるわけです。各市町村には同法の成果がふんだんに蓄積されているという違いがあると思うのです。文化財保護法によって蓄積された色々な成果が、市町村合併によってこれもまた移管されていくわけです。そこに大きな落とし穴はないんだろうかと。これはまた、文化財だけではなく、文化財行政及びそ



の組織の問題にも広げて考える必要もあるかと思ひます。これらの点について先ずは文化財保護行政を担われているお立場として菊田さん後藤さんからご発言いただけないでしょうか。

菊田 文化財の場合にはありとあらゆるものが範疇に入ってくるわけですね。たとえば、ポスターですとかね。それらをずっと集めていくとそれらが時代・世相を反映する史料となったり、あるいは広告とかそういうものも、文化財的な観点から見ると時間を経過する事によって、あらゆる資料となるわけです。文化財的な立場から考えますと、行政資料だけではなく、たとえば地域の人たちが、日々の生活の中で使っているようなもの、あるいは地域での会議資料ですとか、そういったものも資料になってくるだろうと思ひます。そういった膨大な資料をどうやって収集し、かつ保存・活用をはかっていくかという問題も当然生まれてくるわけです。ですから、合併によって行政文書だけではなく、今度は広域にわたる生活関連資料というものを、これから行政はどのように考えてその保存に取り組んでいくかという点が又、新たな課題として突きつけられたのではないかと思ひています。

#### 後藤

菊田さんから生活関連資料というお話が出ましたが、実は日田の方では伝統的建造物群保存地区の国への選定に向けた豆田町の町並みの取組をやって、特に出た事例があるんですが、ご承知の通り古い町並みとか古い建造物群に特定するわけではないんですけど、そういった調査に入ってみて、やはり現実に高齢化が進んでいる。こういう事例が一つあったんですが、調査をやっていく中で、おじいちゃん・おばあちゃんがおりましたですね、子どもさんが大阪・東京に行っちゃって、具合が悪くなった。では息子さんのところへ行きましようねということになりますね。そしたらその後の住宅はどうなるかという、もう帰ってこれないとなると、維持管理が難しい。それは古いお家であればある程なんです。で、大概そういったお家にはむかしから伝えられた文書がありますし、襖の裡張りにも貴重な史料が残されているわけです。それが、悲しいかな豆田の町の中ではなかったんですが、随分と調査をやっていく内に実はいくつも遭遇してきただけです。そういったときに、やはり行政文書の保存も必要なんです、こういった文書が短期間の内に無くなってしまうという現実。私たちが地域社会で抱えている高齢化という

課題が、こういった所で現実の問題として現れてきているということを目前にして、非常に悲しかったことが記憶に新しい訳であります。こういった問題には是非何とかして対処していきたいということで、私たちは内部的には随分と相談を

して、残せる方法はないもんだろうかと、検討を重ねてきている訳なんです。やはり、人的なネットワークだとか、行政だけではもう限界が実はあるわけであります。まあ、一番良い組織は何かと考えますと、老人クラブなどの働きかけですとか協力がありますと、随分違ってくる。日田の場合は以前老人クラブの方が主催しまして日田の神社仏閣の調査をしたりした経緯があるのですが、そういった方々の協力を得て、全体の史料をこの時期に何とかしなければいけないんじゃないかという危機感を強く持っております。

そういった思いと合わせて、今菊田さんがお話しになりました、現在置かれている私たちの、今の段階でなかなか対処の判断が出来にくい資料の散逸が実はいろいろあるかと思えますね。しかしそれを私たちの文化財という視点で見たときに、それらの保存に向けた取組をやっていこうという同じ意識を持った方々が、一人でも多く一般市民の中にも育って

いただくような取組が必要なのではないかと今痛切に感じています。

甲斐 今合併によって各市町村はますます広域化されるわけですが、先ほど菊田さんも広域になることによって、またいろいろ課題が出てくるといわれました。実は、市町村の指定文化財の件ですが、これは市町村によってその水準や進捗状況がまちまちで格差が大きいという現状があります。そのような状況下で、市町村合併が進むわけですので、各市町村の文化財にどのようなものがあるのか、事前に現状を確認しておく必要があるのだらうと思います。又、指定文化財の情報 は保存への市民の協力を得るためにも、市民がいつでも確認できるようにしておく必要があると思います。しかし、県下の市町村指定の文化財一覧はなかなか入手できない。県は国・県指定文化財の一覧をこれまで何度も刊行してきていますが、各市町村指定の文化財は含まれていない。また市町村役場には寄贈しても、関係団体や個人へ配布することはして来なかったと思います。以前必要を感じて県の文化課に県指定文化財一覧を分けてもらえるようお願いしましたところ、個人に配布する余部はないし、頒布するようなことはしていない、

とのことでした。しかし、そのような対応は問題があるのではないでしょうか。一覧という資料の性格を考えたとき、手元になければ非常に不便なわけですから、図書館で閲覧できるからそれでよしとするのではなく、有償でも市民に頒布するようにして、文化財を勉強しようと志す市民が一人でも増えるように、文化財保護を支える市民を育成すべきではないでしょうか。ちなみに、熊本県では有償頒布しているし、市町村指定も含んでいます。これはすぐにも取り組めることだと考えます。

平井 このご指摘については、日出町の文化財調査員をされている魚住さんの活動事例がありますので、補足的にご紹介します。彼は、合併が予定されている周辺の市町村全てを回られて、各文化財保護行政担当者に合併する他の市町村の文化財についてきちっと勉強して合併に備えてもらうよう説いて回られ、その活動を小冊子にされています。合併の混乱期に文化財が失われないように、合併に伴うスムーズな文化財行政の引き継ぎを、一市民が行動をもってチェックされようとしているわけで、大いに参考になることではないでしょうか。末廣 私からは、現在行政にあるだけのものが行政文書なの

ではないという点について、意見を申し上げたいと思います。特に過去の行政文書については、各家の特に古い名家の場合には、先祖が参議院議員であったり、県議会議員であったり、村議会議員であったりという場合は、たいていそれに関わる史料がございます。しかし、先ほど日田市の後藤さんから高齢化の問題がでしたが、そのような問題を背景として人が移動してしまう中で、そういう民間にある行政文書も消えていくわけです。そういう意味では、今あるものをどのようにつぎ継ぐかという点も大事ですけれども、もうひとつの視点としては、民間に散在している行政文書もやはり確実なところで収集・追加をしていくという、積極的な側面が是非必要だなと思います。

それから、これまで出されなかった問題としては、無形文化財に関する危機があるんじゃないかと申し上げたい。地名などがその筆頭になるんじゃないかと思えますけれども、芸能やあるいは民俗行事ですね。これも現在の市町村枠の中で、さらにその中の小さな部分で存在するという側面があると思えます。それが、市町村合併で拡大することによって担い手も今危機に瀕しているのですけれども、当然今まで小さな単

位ではあった補助金も全てなくなってしまふ。維持する主体も危なくなる。この無形文化財の問題が大きいのかなというのが、感想です。

平井 高齢化・少子化に関するもう一つの問題としては、今ほとんど廃校となる学校が増えてきており、廃校資料がなくなっているという問題もあるということを描きなければならぬと思います。市町村合併によって、また学校も広域の合併が進み、さらに廃校が増えることが予想されます。この廃校資料の保存について参考となる事例に、京都市に学校歴史博物館という施設があります。退職校長先生の組織が中心となって、学校に所蔵されている資料を集めて、ひとつの博物館ができています。その資料の収集に関しては、行政も歴史の専門家も主体とはならず、学校の関係者が自分たちの歴史資料だという高い志で、きちっとした資料収集保存ができています。勿論館の立ち上げは行政の仕事でしょうけれども、これも大いに参考にさせていただければと思います。

平井 では、残された時間、フロアーからご意見を頂きたいと存じます。

後藤宗俊（フロアー） 市町村合併とアーカイブズというこ

とで、非常にタイムリーなテーマだったと思うのですが、今までの議論の中で、発想の逆転といえますか、市町村合併があるので、アーカイブズをどうするかという点も当然あるのですが、むしろ、今からどういう市町村が出来ようとしているのか。たとえば、広域の市になっていくときにですね。たとえば日田市ですと、合併をすすめる方としては、細々とした地域アイデンティティーなどは統合したいと思っただけでも知れない。そちら側からの立場から言えば、細かい文書などなくても良いということがあるかも知れませんが、吸収される人たちの方からすれば、たとえば大山の方々とか中津江の方々とかは、ずっと大山・中津江の住民という意識を持ち続けたいと思っっているわけですね。非常に強烈な郷土意識を持っている。新しくできてくる市町村の中で、旧村とかもつとちいさいところの地域アイデンティティーを大切にしながら町を作ろうとするか、それを壊しながらやるかとするかということに対して、我々がどういうアクションをしていくかということでございます。で、先ほど文書がなくならないという問題がありましたけれど、そうであれば、吸収され

るであろう小さな村の方々にですね、この人たちは大切にしたいと思っているわけですよ、そこに我々が連帯する場所があるんじゃないか。そして、市町村合併でどういう地域像を描くべきかということに対して、我々のような立場のものが地域の人たちにアプローチしていくことによって、地域の人たちの手で消えようとする文書を引き戻すことは簡単なんですよ。それは消すなっていうわけですからね。私の印象では、多くの市町村の旧町村の人たちは、そういう想いを強くもっていると思います。大分市でいいいますと佐賀県。ここは大分市に消えますけども、それこそ古代以来海部として生きてきた地域というのは持っていますから、それを大切にしたいと思っている人たちの思いに対して働きかけることによって、多くの情報が残せると思っています。ですから、市町村合併とアーカイブズというのは、どういう市町村合併であるべきかということに対して、アーカイブズ側からの発言があるべきではないかと、あるいは関与があってもいいんじゃないかと感じました。

菊田 今の後藤先生のお話で、非常に感じたんですけども、特に合併して市という形になるわけですけども、その中を

構成しているのはたくさん地域ですよ。ですから、それぞれの地域で如何にその地域の文化なり歴史というものをきちんと認識して残していくかということ、その辺の意識づけというものをどうやってしていくか。それは行政だけではなくて、そういった歴史に携わる方たちが、地域との関連を追っていくことによって、そういった地域のアイデンティティーといましようか、そういうものをきちっとした形で受け継いでいくことが可能になるんじゃないか。これは白杵の方で進めているんですけども、各学校の空き教室を活用しながら、その地域の特性にあった史料展示というものをしております。それは子どもたちも当然そこを活用しますし、その地域の方たちがその地域の歴史文化に触れることができるというところで、地域のコミュニティーの場所にもなっている。そういう施設をいくつか作ることによって、それを連携させていくことによって、それぞれ地域も自分たちの歴史を認識するし、またまわりの人たちもそういうものを学びながら、ひとつの新しい連合体といいますか、合併した市内の歴史というものを築いていけるんじゃないかなという風に考えています。

吉田豊治（フロアー） 先ほど甲斐さんのおっしゃったこと

も関係するかも知れませんが、行政文書も含めて、保存という今まあ行政文書が沢山あって、どれを残すかという判断をだれがするのかということで、そういう問題が大きく出ていると思うのですけれども、今度は保存したものを誰がどのよう

に利用するかということも考えなければ意味がないんじゃないかと。先ほど出ました熊毛の文書も非常に沢山あって、

私も見ておりますけれども、地元の国見町史ではそれらの史料を恐らくあまり利用してないんじゃないかという風に考えております。ということは、やっぱり残したら目録を作ってお互いに交換しあっていくということが、またどういう文書を残して行くべきかということのひとつの基準にもなるんじゃないかと思えます。実は先ほど図書館の話ができましたけれども、図書館法の中には郷土資料を集めるということが重要な任務の一つであるということになっているし、その中には公文書も古文書も入るのです。で、大分の県立図書館に勤めていたときに行政文書の目録と古文書の目録も立派なのを作っていたんですが、結局いろんな事情でそれらの史料が、公文書館と先哲史料館に分かれて移管されて、その後どうなっ

ているかなと、私が利用するときには前の図書館の目録を使っているという状態で、ですからやっぱり今後保存をするのとあわせながら、少しづつでもいいから各合併した市町村で、残すと同時に目録も作っていったらいいんじゃないかなと思います。

後藤重巳（フロアー） 昨年の暮れだったと思いますが、大

野・直入郡の文化財保存協議会の総会で講演を頼まれて、講演の後に町村合併の話が出ました。その折りに各今の市町村の指定文化財の基準がばらばらで、非常に市町村で指定物件の多いところもあれば、そうでない所もあるということで、町村合併が実現すればそういう基準も見直さないと悪いなという話も耳にしたわけなんです。さっきも甲斐さんから出ましたように文化財の認識の問題について共通の分母を作らないといけない。アーカイブズの問題にしてもある地域では非常に関心が高い、またある地域では声をはりあげてもなかなか関心が起こらないと、まあたとえば、今回公文書館の方で県内の市町村にアピールの文書を出し、大分県地方史でも出したというわけなんですけれども、やっぱり何か文化財の記録史料を含めたものの評価の共通の分母というか、そう

いったものを協議する、あるいは協議する機構を作る、たとえばそれが先程から出ている協議会ということになるでしょうか。そういった必要があると思います。

後藤 日田の事例でいいますと、今お話にあった通りで、現在関係部局の担当者を集まってもらって、それぞれの市町村の指定文化財の一覧表も既にできておりますので、それらを比較すると細かい基準の差もあるようにありますので、やはりそれはすり合わせる必要があります、その作業を急ピッチでやっているところです。今回合併に伴う事務というのは、今のご発言のあったそれ一つひとつをきっちり町村の方々と、先ほども発言のありました、そういった地域のアイデンティティーを如何に大切にしてやっていこうと、地域の方々の考え方を残せるような形で進めて参りたいということを強く思っています。

木本正二（フロアー） 保坂先生にお尋ねしたいのですが、最初の方のお話でヨーロッパの方の傾向として、博物館・図書館・公文書館が一体化する動きがあるという話があったと思うのですが、本県の場合は豊の国ライブラリーとして、公文書館・図書館・先哲史料館が一〇年前から一体化している

のですけれども、わが国におけるそういう動きというのは如何でしょうか。わが国の場合国立公文書館四二名、アメリカの国立公文書館は、二五〇〇名と聞いております。

それともう一点、先ほどの質問の回答ですが、熊毛の公文書につきましては、箱詰めでありましたものを、現在中性紙の箱に入れて冊子化しております。それができたら一般公開できるようになるかと思えます。

それから、字目の公文書につきましては、六月一〇日付の合同新聞の一面に写真付きで載っていたと思いますけれど、予算書・決算書・土地台帳等大切に保存させて頂いております。

保坂 日本国内において、博物館・図書館・文書館が連携しているという例では、たとえば徳島県が非常に緊密な連携のもとにいろいろなタイプの資料の共同調査等を進めております。しかし、日本では文書館・公文書館を含めて、そのような緊密な連携がとられているというのはいささか一般的ではない。で、先ほどふれた海外のイギリスであるとか、カナダの例などは、それぞれの図書館ですとか、文書館の成熟の上に、蓄積されたたくさんさんの情報を持っているのですけれども、そ

れを市民に使ってもらうときに、総合的な同じデータベース内で検索ができたならば、利用者はより便利であるという発想があります。で、さらにモノ資料を管轄する博物館の情報も全く同じ一本のデータベースという意味ではありませんが、

検索手段でいっしょにやれるようにする。そのような、サービスを文化情報サービスとしてやるべきだという考え方なんです。で、何も本体の機能が一緒にされてしまう、ということではございません。サービスの向上を目的として連携の動きが見られるということです。

飯沼 いろいろな問題が出ましたが、人的な問題というのが今後最も大きな問題のひとつになると思うのです。そこで、大分県でも史料保存に関しまして、NPO組織の立ち上げというのが、前の大分県公文書館次長でいらした野田さんを中心に、実行に移されようとしていることについて、お知らせいたしたいと思います。今後想像される行政における資料保存を担当する人材の不足を、周辺から経験のある人たちが、ボランティアとして支えていくという活動にこれからは注目していかなければいけないと思います。

一方、本日は、東京都板橋区の公文書館で専門員として働

められている富田さんがわざわざ来られています。本日このシンポジウムをお聞きになって、ご感想などがおありでしたら、お願いいたします。

富田健司(フロアー) まとめとして発言せよと言われても心苦しいのですが、一、二点話の種として発言いたします。

板橋区公文書館は二〇〇〇年の四月に開館いたしました、一昨年の二〇〇二年に板橋区第三小学校が廃校になりました、そこに移転をして、廃校を利用して今公文書館の業務をやっております。白杵市の菊田さんの方からも先ほど学校の空き教室の再活用の話も出ましたが、公文書館以外にNPOホールという形で、NPOの団体が入っていたり、地域の方々が活用するという形で廃校校舎の中で公文書館の活動をしております。ひとつ指定文化財の話が出ましたが、指定の基準云々よりも、先ず登録といえますか、やはり公文書・地域史料・古文書あるいは地域に残る金石文等々含めまして基準を決めるといっても、その所在、何処に何があるのかということの登録あるいは把握をするということが、先ずひとつ記録遺産を残すためには大切なのではないかと思いました。以上、

私の意見です。



飯沼 今事例として、私が先ほど申しましたことを上手く受け止めていただいたのかなと思いました。NPO問題も、やっぱりこれから重要な問題として取り組んで行くべきだと思います。今財政的に、やれといわれてもお金がない、どうしたらいいんだということになってしまふ。箱はどうしたらいいんだといったときには、箱は今あるものを上手く利用していく、これからはあるものを上手くどうやって如何に利用していくか、ということがカギになる。人的財産もですね、もちろん専門職を配置することが大事なことなんだとは思いますが、同時に、それを支える体制というものが必要なのだと思います。地域住民の方々のパワーをどのように活かしていくのかということが、大変大きなカギになると思うのです。そういうことで、これからの展望にすこしでも貢献できれば今日の話も何とか成功だったのではないかと思います。今後このような催しは継続して開催していかなければいけないと思います。何度も何度も話し合いを重ねることによって、一步一步着実にアーカイブズの体制づくりが進んでいければいいんじゃないかなと思っております。

本日は大変ありがとうございます。



○関連史実

別府大学史学科創立40周年記念  
 大分県地方史研究会創立50周年記念  
 『大分県史』刊行50周年記念  
 『大分県史』刊行50周年記念  
 『大分県史』刊行50周年記念  
 『大分県史』刊行50周年記念

別府大学史学科創立40周年記念・大分県地方史研究会創立50周年記念

# アーカイブズ フォーラム 大分

「記録資料保存の行方」

6月19日(土) 20日(日)

第1日目(19日) ●別府大学史学研究会大会『現代アーカイブズ事情(日本と世界)』

第2日目(20日) ●大分県地方史大会『市町村合併とアーカイブズ』

会場／別府大学3号館ホール

主催／別府大学史学研究会・大分県地方史研究会  
 後援／大分県教育委員会



別府大学



市町村合併の動きは、最終段階に入り、それぞれの機関の文書や市町村史編纂史料などさまざまな諸資料が破棄や処分危機に瀕しています。日本では、昭和62年に公文書館法が整備されましたが、公文書などの保存と公開の面では法と実体の間が乖離しているのが現状です。全国でも県レベルでは、文書館整備は進んできましたが、市町村レベルでは天草アーカイブズの例など以外は整備も進まず、ましてやそれを扱うアーキビストという専門職はほとんど存在しません。

別府大学では、今年度からこのような現状を踏まえ、アーキビスト養成講座を開講し、昨年からの記録資料保存問題を史学研究会の最重要課題として取り上げ、取り組んできました。一方、大分県地方史研究会は、市町村合併にともなう資料保存の危機を地方史の危機として捉え、昨年の大会では、「市町村合併に伴う公文書等の保存に関する宣言」を採択しました。今年度は、別府大学史学科創立40周年・大分県地方史研究会創立50周年という年にあたり、両者が協力して記録資料(アーカイブズ)問題に取り組み、来年度から始まる市町村合併に對應する道を探ろうと考えました。

### 第1日目 [19日]

13:00~16:30 記念講演

李 道学(韓国伝統文化学校教授) 「韓国アーカイブズ事情」

本池 立(別府大学文学部教授) 「フランスのアルシヴィスト - フォルシエールと公文書」

保坂 裕興(駿河台大学文化情報学部助教授) 「アーカイブズ学教育の現在」

16:30~17:00 総会

18:00~ 記念パーティー 会場:サンバリー・アネックス

### 第2日目 [20日]

#### ○午前の部

10:00~12:00 研究発表『行政文書の保存と活用』

佐藤 晃洋(大分県教育委員会指導主事) 「史料の保存利用と歴史教育の接点を求めて」

小柳 和宏(大分県教育委員会副主幹) 「発掘調査における記録資料と遺物の保存をめくって」

中山 昭則(別府大学文学部文化財学助教授) 「地図史料の活用と保存をめくって」

#### ○午後の部

13:00~15:50 シンポジウム『市町村合併とアーカイブズ』

パネラー 神 繁司(大分県立図書館長・公文書館長・先哲史料館長)

パネラー 後藤 清(日田市文化課長)

パネラー 菊田 徹(臼杵市文化財課長)

パネラー 保坂 裕興(駿河台大学文化情報学部助教授)

パネラー 甲斐 素純(玖珠郡史談会理事)

パネラー 末廣 利人(別府大学文学部史学科教授)

コーディネーター 平井 義人(大分県立歴史博物館主幹研究員)

コーディネーター 飯沼 賢司(別府大学文学部文化財学助教授)

16:00~16:30 総会

18:00~ 50周年記念レセプション 会場:別府亀の井ホテル

連絡先 別府大学 ☎0977-67-0101 (19日担当…山本晴樹、20日担当…飯沼賢司)

## 「アーカイブズ・フォーラム 大分」へ至るまで

- 1998年10月18日 シンポジウム「失われゆく地域史料を如何にすべきか」  
大分県立先哲史料館主催  
平井 義人「稲葉家文書の散佚と復元」  
大友 一雄「大名は如何にして文書を管理したかー文書管理のいま・むかしー」  
重田 正夫「地域社会と文書館ー古文書の保存と活用をめぐるー」  
湯浅 隆「なぜ日本の文書館の利用者が少ないのだろうかーフランスの事例ではー」  
飯沼 賢司「地域における史料保存の軌跡と課題」

2000年10月31日～11月2日  
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会【大分大会】  
の開催

2002年12月16日 別府大学文化財学科 文化財学総論講義  
平田豊弘「天草アーカイブズの挑戦」  
(天草アーカイブズの企画者である平田豊弘氏の講義を行う)

2003年6月1日 大分県地方史大会  
平田豊弘「市町村合併と行政文書のゆくえ  
ー21世紀地域創造と  
天草アーカイブズー」(講演)  
「市町村の合併にともなう公文書等の保存に関する宣言」の  
採択

2003年6月29日 別府史学研究会大会  
平田豊弘「21世紀の地域改革に向けて」(講演)

2003年11月10日～21日  
史料管理学研修会 [アーカイブズ・カレッジ] ・短期研修会  
国立史料館主催

2004年4月 別府大学文書館専門職アーキビスト養成講座開設

2004年4月23日 大分県公文書館長から各市町村長宛の通知【お願い】  
市町村合併時における公文書の保存について

2004年5月13日 大分県公文書館長から各部局(課・室)・各地方機関の長宛  
の通知  
歴史資料として重要な公文書の保存について

各市町村長殿

大分県公文書館長

市町村合併時における公文書等の保存について（お願い）

歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を国民の共通の財産として継続的に後世に伝えるために、これら公文書等の散逸、消滅を防止し、これを保存し、利用に供することが極めて重要であることを基本認識として示した「公文書館法」が昭和63年6月1日に施行されて今年で16年となります。

この公文書館法では、第三条で「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」として市町村の責務を明確にしております。

地方自治制度は、明治の廃藩置県後、郡区町村編成法等により始まり、明治・大正・昭和と合併再編を変遷してきましたが、これらの歴史的公文書はあまり残していません。これらの公文書はいわば市町村の戸籍簿とも言うべきものであります。

全国的に平成の大合併として市町村合併が推進される中、合併前後の多忙な業務に追われ、また、合併に伴う庁舎等の移動により、市町村の歴史とも言うべき公文書等が散逸してしまうことが懸念されており、公文書保存施設を持つかどうか個別問題としても、公文書館機能の必要性はますます高まっております。

つきましては、市町村合併に当たり、歴史的資料として重要な公文書等の散逸を防止するため、合併前に重要な公文書等を選別したり、選別する余裕のない場合は、合併後に予定されている空庁舎を活用し全公文書を一括して保存しておく等、適切な措置をとられますようお願いいたします。

くれぐれも、合併に伴い、歴史的資料となる公文書を廃棄する等安易に取り扱わないようお願いいたします。

なお、このことに関しましてご質疑等がありましたら、おきがねなく当館にご連絡ください。

〒870-0814

大分市大字駄原587-1

大分県公文書館

Tel 097-546-8840 Fax 097-546-8849

E-mail : all1103@pref.oita.lg.jp

公文第110号  
平成16年5月13日

各部局(課・室)長 殿  
各地方機関の長

公文書館長

歴史資料として重要な公文書等の保存について(お願い)

歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を国民の共通の財産として継続的に後世に伝えるために、これら公文書等の散逸、消滅を防止し、これを保存し、利用に供することが極めて重要であることを基本認識として示した「公文書館法」が昭和63年6月1日に施行されて今年で16年となります。

この公文書館法では、第三条で「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」としており、これを受けて平成7年に九州各県では初めて当公文書館が設置され、今年で十周年を迎えます。

地方自治制度は、明治の廃藩置県後、郡区町村編制法等により始まり、明治・大正・昭和と合併再編を変遷してきましたが、これらの歴史的公文書はあまり残存していません。

本県におきましても行財政改革に伴い、組織の統廃合が行われ、また、市町村におきましても平成の大合併として市町村合併が推進されるなか、行財政改革等に伴う多忙な業務に追われ、また、庁舎等の廃止・移動等により、本県の歴史とも言うべき公文書等が散逸してしまうことが懸念されております。

つきましては、歴史的資料として重要な公文書等の散逸を防止するため、公文書等の廃棄に当たっては、別紙1「公文書館公文書等収集保存規程」及び別紙2「大分県文書管理規程」の規定に基づき、適切な措置をとられますようお願いいたします。

また、「公文書収集基準」に基づく行政資料等で特に重要と思われる資料等につきましては、目録を作成のうえ当館にご連絡いただき、くれぐれも、歴史的資料となる公文書等を廃棄する等安易に取り扱わないようお願いいたします。

特に、部長室、所属長室等個室には歴史的資料が多く保管されていると思われるので、機構改革等による個室の移動に当たってはご注意をお願いいたします。

大分県公文書館 長野  
Tel 097-546-8840 Fax 097-546-8849  
E-mail : nagano-nobuhisa@pref.oita.lg.jp

# 地域の“歴史”保存へ

## 合併を前に郷土資料募集

市民図書館  
宇佐図書館

料は本屋では売っていない。(集まる資料は)後世の人たちが、現代の様子を知るための貴重なものになるはず。協力をお願いしたい」と話している。問い合わせは同図書館(☎0978・33・4600)へ。

宇佐市民図書館(田口彰館長)は、来年三月末の市町合併を前に、同市や安心院町、院内町の郷土資料を集め、保存する取り組みを始める。合併

後も地域の歴史を伝えることが狙い。住民に情報の提供や資料寄贈の協力を呼び掛けている。

同図書館は「身近な資料だけでなく、以前から取り組んでいた郷土の資料集めにも力を入れることにした。学校や企業の広報誌、町内会便り、商店街の情報誌、住民でつくる同好会の会報などが対象。地図や写真、CDやビデオテープも集める

ことし四月、県公文書館(大分市)から県内の自治体あてに「市町村合併を前に公文書を保存してほしい」との通達があり、これがきっかけにな

った。明治、大正、昭和にかけて行われた市町村合併では、歴史を知る手がかりとなる合併前の公文書があまり残っていないという。

同図書館では、公文書だけになく、以前から取り組んでいた郷土の資料集めにも力を入れることにした。学校や企業の広報誌、町内会便り、商店街の情報誌、住民でつくる同好会の会報などが対象。地図や写真、CDやビデオテープも集める

大分合同新聞(朝刊)  
2004年(平成16年)6月12日掲載